

京都市訓令甲第 22 号

区 役 所

京都市区長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

京都市長 門 川 大 作

別表保険年金課長の項第5号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する」及び「(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)」を削る。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)